

## 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達（案）に対する意見募集の結果について

令和7年1月31日

経済産業省

大臣官房産業保安・安全グループ

製品安全課

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達（案）について意見募集を行いました。

お寄せいただいた御意見に対する考え方を、別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。なお、行政手続法第43条第2項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。

今回御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

### 1. 実施期間等

#### (1) 意見募集期間

令和6年12月6日（金）～令和7年1月7日（火）

#### (2) 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送又は電子メールにより御意見を募集。

## 2. 提出意見の総数等

(1) 提出意見数：1件

(2) 提出意見の概要及びそれに対する考え方

番号	提出意見	提出意見に対する考え方
1	<p>意見は、JIS C 61558-1、JIS C 61558-2-16 について、2 件となります。</p> <p>【意見 1 動作電圧について】</p> <p>規格：JIS C 61558-1/2-16</p> <p>例えば、一次回路と二次回路の間にいくつかの部品（変圧器、Y コン、フォトカプラ等）がある製品で、一次回路と二次回路の間の動作電圧を考えたとき、通常は、各部品に発生する電圧を、それぞれの部品に適用するが、本文の「動作電圧が・・・」だけだと、一次回路と二次回路間に発生する最大の電圧を、全ての部品（変圧器、Y コン、フォトカプラ等）へ適用しなければならないと解釈してしまい、過剰な安全距離設計をしてしまう可能性がある。</p> <p>なので、JIS C 61558-1/2-16 共に、3.3.8 項へ次の文言を追加して欲しいです。</p> <p>「部品の動作電圧は、当該部品の橋絡箇所両端に生じる電圧を適用する。」</p> <p>【意見 2 19.8 項 抵抗器又はコンデンサによる分離された導電部</p>	<p>既に、JIS C 61558-1:2024 及び JIS C 61558-2-16:2024 は公示されており、いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

の橋絡について】

規格：JIS C 61558-1

動作電圧が交流 250V を超えたときの、過電圧カテゴリ 1 / 2 の Y1 の使用個数が明確化されていない。

なので、5 段目（動作電圧が交流 250V を超え・・・）に加えて、次の文言を追加して欲しいです。

「過電圧カテゴリ 1 の場合、1 個の Y1 コンデンサで橋絡しても良い。  
過電圧カテゴリ 2 の場合、1 個の Y1 コンデンサで橋絡しても良い。」